

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

| | 日本 ¹⁾ | | アメリカ | |
|-------|--|--|--|---|
| | | | 連邦最低賃金 | 州別最低賃金 |
| 根拠規定 | 最低賃金法(1959) | | 公正労働基準法(1938) | 各州法 |
| 決定方式 | 審議会方式 | 労働協約拡張方式 ²⁾ | 議会決定方式 | 議会決定方式、審議会方式の併用等 |
| | 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 | 一定の地域内の同種の労働者及び使用者の大部分に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合で、労働協約の締結当事者である労働組合又は使用者の全部の合意があったときに、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が最低賃金審議会に諮問の上、当該協約に基づき同種の労働者及び使用者の全部に適用する最低賃金として決定。 | 連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。 | |
| 設定方式 | ・地域別(都道府県別) ・産業別(都道府県かつ産業別) | 地域・業種別 | 全国一律 | 州内一律 |
| 最低賃金額 | <地域別> 703円/時間 (加重平均, 2008年11月 ~) <産業別> 786円/時間 (加重平均, 2008年) | 830円/時間 (滋賀県塗料製造業) 960円/時間 (広島市・東広島市 塗料製造業) | 5.85ドル/時間 (2007年7月24日~) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日~) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日~) | 2.65ドル/時間 (カンザス州) ~8.55ドル/時間 (ワシントン州) (2009年1月現在) |
| 適用対象 | 特に限定なし | 一定の地域内の業種 | 年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等 | 州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外 |

| | イギリス | ドイツ | フランス | |
|-------|--|------------------------------|---|------------------------------|
| | | | SMIC | 労働協約拡張方式 |
| 根拠規定 | 最低賃金法(1998) | 労働協約法(1949) | 労働法典(1950及び1970改正) | 労働法典 |
| 決定方式 | 審議会方式 最低賃金額は使用者団体、労働組合、独立機関の各代表で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。 | 労働協約拡張方式 協約当事者の交渉による。 | 審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行なう) (定時改定方式) 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 (物価スライド方式) 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。 | 労働協約拡張方式 協約当事者の交渉による。 |
| 設定方式 | 全国一律 | 地域・業種別 | 全国一律 | 地域・業種別 |
| 最低賃金額 | [一般(22歳以上)] 5.73ポンド/時間 (2008年10月～) | 各労働協約による | 8.71ユーロ/時間 (2008年7月1日～) | 各労働協約による |
| 適用対象 | 特に限定なし | 一定の地域内の業種 | フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon | 一定の地域内の業種 |

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

| | 日本 ¹⁾ | アメリカ | |
|-------------------------------------|--|---|--------------|
| | | 連邦最低賃金 | 州別最低賃金 |
| 適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者 | [減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより 減額適用。 (1)精神又は身体の障害により著しく労働能 力が低い者 (2)試用期間中の者 (3)基礎的な技能等を内容とする認定職業訓 練を受ける者のうちの一定の者 (4)軽易な業務に従事する者 (5)断続的労働に従事する者 | [適用除外] ・管理職, 専門職等 ・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者(雇い始 めから90日間) ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 20歳未満の者については最 初の90日間は4.25ドル(時 間)。チップ収入のある者につ いては, 使用者が支払うべき 最低賃金は2.13ドル(但しチッ プと合わせた収入が連邦最低 賃金額に満たない場合にはそ の差額を保障しなければならない) | 州により異な る。 |
| 影響率等 | 1.4%(2005年) | 時間給で就業する被用者の 2.3%(2007年) | |
| 罰則等 | 50万円以下の罰金(地域別最低賃金に係る 賃金支払義務違反の場合) | 故意の違反については1件当 たり10,000ドル以下罰金。 繰り返しの違反に対して従業 員1人当たり1,100ドル以下の 行政上の制裁金 | 州により異な る。 |
| ILO条約 批准状況 | 第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准) | 第26号条約, 第131号条約ともに批准せず。 | |
| 労働協約 | あり | なし | |

| | イギリス | ドイツ | フランス | |
|-------------------------------------|---|---|--|------------------------|
| | | | SMIC | 労働協約拡張方式 |
| 適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者 | <p>[適用除外] ・自営業者 ・徒弟労働者・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等</p> <p>[減額措置] 16～21歳 18歳～21歳までは時給 4.77ポンド、 16歳及び17歳は時給3.53 ポンド(2008年10月1日～)</p> | — | <p>[適用除外] 労働時間を把握する ことができない労働者 (訪問販売員などの 一部)</p> <p>[減額措置] ・18歳未満 ・見習訓練生、研修 生等</p> | — |
| | | | <p>17歳10%減、 17歳未満20%減、 (ただし、6か月以上勤務で減額措置なし) 職業訓練生、若年の各種雇用援助措置を受 けている者22～75%減</p> | |
| 影響率等 | 全被用者の4%(100万人) (2008年) | — | — | — |
| 罰則等 | 5,000ポンド以下の罰金 | — | 労働者一人につき 1,500ユーロ以下の罰 金 (再犯は3,000ユーロ 以下) | 労働者一人につき 罰金750ユーロ以下 |
| ILO条約 批准状況 | 第26号条約、第131号条 約ともに批准せず。 | 第26号条約(1929 批准) 第131号条約は批 准せず。 | 第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准) | |
| 労働協約 | | — | あり | |

資料出所 日本:厚生労働省ホームページ, 厚生労働省国際課海外情報室資料,
アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ホームページ,
イギリス:低賃金委員会ホームページ,
フランス:労働・社会関係・連帯省ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

- (注) 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。
本改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策
との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、罰金の引き
上げ等の改正が行われた。
- 2) 労働協約拡張方式による最低賃金は改正最低賃金法により廃止されたが、同改正法の施行
(2008年7月1日)後2年間は効力を有することになっている。

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

| | オランダ | ベルギー | ルクセンブルク | スペイン | ポルトガル | ギリシャ |
|------------|-----------------------------------|---|---|--|---|---------------------------------|
| 最低賃金額 | 1,356.60 ユーロ/月 (2008年7月1日～) | 1,387.49 ユーロ/月 (2008年10月～) | 1,641.74 ユーロ/月 (2009年1月～) | 20.80 ユーロ/日、 624 ユーロ/月、 8,736 ユーロ/年 (2009年1月～) | 426.00 ユーロ/月 (2008年1月～) | 591.18 ユーロ/月 (2004年9月～) |
| 改定 | 年2回(1月1日及び7月1日)の改定。 | 通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。 | 経済成長及び所得水準の変化に基づき、2年に1度政府が改定。その間も生計費の上昇により改定。 | 労使の意見を聴いた後、物価、生産性等に基づき年に1又は2度政府が法令により改定。 | 政労使による経済社会委員会の意見を聴いた後、物価、生産性等に基づき毎年政府が改定。 | 通常2年に1度中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。 |
| 影響率等 | 全被用者の4% (2005年) | | フルタイム被用者の15.1% (2005年末) | 全被用者の1～3% (2005年末) | フルタイム被用者の4.0% (2005年末) | |
| 適用除外・減額措置 | 15～22歳は各年齢に応じた減額率を適用(30%～85%減) | 公的部門の被用者及び養成訓練生は適用除外。 20歳:6%減、 19歳:12%減、 18歳:18%減、 17歳:24%減、 16歳以下: 30%減。 | 15～17歳は20～25%減、障害者も減額可。 | 養成訓練生は10～30%減。 | 障害者最大50%減、養成訓練生20%減。 | |
| 労働協約拡張適用制度 | あり | あり | あり | あり | あり | あり |

| | 中国 | 韓国 | タイ | インドネシア | フィリピン |
|------------|---|--|---|--|---|
| 最低賃金額 | 800元/月 (北京市・2008年) | 4,000 ウォン/時間 (2009年1月～) | 203バーツ/日 (バンコク・2008年6月～) | 900,560ルピア/月 (ジャカルタ首都特別州・2007年) | 非農業: 382ペソ/日、 農業: 345ペソ/日 (マニラ首都圏・2008年6月～) |
| 改定 | 全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府労働・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。 | 毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定(毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定)。適用時期は毎年1月1日。 | ほぼ毎年、政労使からなる最低賃金委員会が審議し、政府に諮問。地域ごとに日額最低賃金を決定。 | ほぼ毎年、各州毎に設置された政労使からなる審議会が審議し、州知事に答申。 | 政労使からなる地方三者賃金生産性委員会が改定。不服のある関係団体は、政労使からなる国家生産性委員会に不服申立てが可能。 |
| 影響率等 | | 全体の 13.1 % (209万人) (2008年) | | | |
| 適用除外・減額措置 | | 労働部長官の認可を受けた者 (1)精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 (2)その他最低賃金を適用することが適当でないこと認められる者 | 中央行政機関・地方行政機関、地方自治体、農業、国営企業等については適用除外。 | 企業規模10人未満、土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満とする減額措置。経営不振で最低賃金額の支給が不可能な企業は適用除外申請が可能。 | 農地の小作人、メイド・個人用運転手等の家庭内使用者、内職者等は適用除外。常用労働者10人以下の企業は、適用除外の申請可能。 |
| 労働協約拡張適用制度 | | | | | |

資料出所 厚生労働省国際課海外情報室資料、
オランダ:社会問題雇用省ホームページ、
中国:労働社会保障部発表資料、
韓国:韓国労働部ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成